

にかほ市国土強靱化地域計画

令和8年3月 改定

にかほ市

目 次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の趣旨及び位置付け.....	1
2 計画の期間.....	1
3 計画の策定手順等.....	1
4 基本理念.....	3
5 基本目標.....	3
6 基本的な方針.....	4
第2章 国土強靱化の取組における現状と課題（脆弱性評価）	6
1 脆弱性評価の枠組み及び手順.....	6
2 脆弱性評価結果.....	9
第3章 国土強靱化の推進方針等	10
1 国土強靱化の推進方針.....	10
2 重点施策.....	10
第4章 計画の推進等	11
1 計画の推進.....	11
2 各種計画との関係.....	11

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨及び位置付け

平成25年12月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号。以下「法」という。）が公布され、及び施行されました。

法の前文には、法制定の趣旨として「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である」と規定されています。

また、法第4条において、地方公共団体は、「国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」と規定されています。

国では、平成26年6月、法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、平成30年12月に基本計画の変更、令和5年6月に法の一部改正及び同年7月の基本計画の変更を経て、令和7年6月、法に基づき「第1次国土強靱化実施中期計画」を策定しました。

県では、平成29年3月に本県の国土強靱化に係る各種計画等の指針となる「秋田県国土強靱化地域計画」を策定し、「秋田県防災・減災行動計画」との統合を経て、令和8年3月に「秋田県防災・減災・県土強靱化計画」を策定しました。

本市においても、令和3年3月に「にかほ市国土強靱化地域計画」を策定し、各種災害へのハード対策及びソフト対策の各事業を一体的に推進してきました。このたび、当該計画の期間終了に伴い、国・県の最新の計画等に則り、施策を一層推進させるため改定を実施しました。

本計画は、法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものです。

2 計画の期間

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、基本計画の変更、社会情勢の変化等を踏まえ、随時、改定を実施します。

3 計画の策定手順等

(1) 計画の策定手順

計画は、国が定めた「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考として、次の手順により策定しました。

STEP 1	【国土強靱化の実現に向けての基本理念等を明確化】 国土強靱化の実現に向けての①「基本理念」、②「基本目標」及び③「基本的な方針」を設定
STEP 2	【起きてはならない最悪の事態、国土強靱化に係る施策分野の設定】 ①「リスク」（大規模自然災害）、②「起きてはならない最悪の事態」及び③国土強靱化に係る「施策分野」を設定
STEP 3	【脆弱性の分析・評価、課題の検討】 リスク（大規模自然災害）を前提として、「起きてはならない最悪の事態」ごとに各施策の脆弱性を分析・評価
STEP 4	【リスクへの対応方策（推進方針）の検討】 「起きてはならない最悪の事態」ごと等の「国土強靱化の推進方針」の検討
STEP 5	【対応方策（推進方針）の重点化】 「起きてはならない最悪の事態」ごとに、重要性、進捗状況等を踏まえ、重点施策を選定

(2) 計画に反映させる事項

計画には、次に掲げる事項を反映させています。

①市総合発展計画に掲げる施策とその方向性

市政運営の指針となる最上位の計画である「にかほ市総合発展計画」に定める施策、その方向性等に基づき、計画の基本目標等を定めます。

②市総合発展計画に掲げる施策とその方向性

本市において、近年発生した自然災害の中では、令和6年7月の大雨で甚大な被害が生じており、本市の防災・減災に係る発災前から復旧・復興期までの各段階における課題が明らかになりました。

また、全国的にも自然災害が激甚化及び頻発化していることと、大規模な火災やインフラの老朽化に伴う事故等が発生していることを踏まえて、国又は県では、これらの災害や事故から得た知見を基に、次の表に掲げる計画等を策定しており、計画の策定に当たっては、当該計画等を参考としています。

計画等の名称	策定主体	概要
国土強靱化基本計画 (令和5年7月28日閣議決定)	国	近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、国土強靱化の取組の強化を図るため、国土強靱化政策の展開方向における5つの施策の柱(以下「5本柱」という。)などの見直しが行われたもの
国土強靱化実施中期計画 (令和7年6月6日閣議決定)	国	令和5年6月の法改正を受けて定められた、基本計画に基づく施策の実施に関する

		中期的な計画であり、国土強靱化政策の展開方向（5本柱）に沿って中期計画の期間内に実施すべき国土強靱化施策の内容及び目標を明らかにするとともに、5か年加速化対策に続く計画として、その推進が特に必要となる施策の内容及びその事業規模を定めたもの
令和5年大雨災害の検証と今後の対応（令和6年6月）	県	県内で発生した令和5年7月の大雨災害で明らかになった課題とその解決に必要な対応などについてとりまとめたもの
令和6年能登半島地震を踏まえた秋田県防災・減災方針（令和7年3月）	県	令和6年能登半島地震を教訓に、同様の地域である男鹿半島地域等における地震を想定した対応方針を策定したもの
秋田県防災・減災・県土強靱化計画（令和8年3月）	県	令和8年度を始期とする秋田県総合計画との調和を図り、各種災害への対策事業について一層の推進を図るため改定されたもの

4 基本理念【STEP1-①】

いかなる災害等が発生しても、

- ① 人命の保護を最大限に図り、
 - ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持され、
 - ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られ、
 - ④ 迅速な復旧復興を可能にする
- とともに、計画の推進を通じて、
- ⑤ 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化等が図られる

ことにより、次世代へ強靱な国土と社会経済システムを継承し、もって国土強靱化を実現する。

5 基本目標【STEP1-②】

基本理念の実現に向け、基本目標を次のとおり設定します。

併せて、法第14条の規定に基づく基本計画との調和を保つため、当該基本計画に定める5本柱との対応関係を次のとおり位置づけます。

計画の基本目標	基本計画に定める5本柱
1 市民の生命と財産を守るインフラを強靱化する	・国民の生命と財産を守る防災インフラ（河川・ダム、砂防・治山、海岸等）の整備・管理

2 自助・共助の促進により地域の防災力を強化する	・災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化
3 公助の推進により災害への対応力を強化する	・地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）
4 デジタル技術を活用する	・デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
5 社会経済活動を支えるインフラを強化する	・国民の生命と財産を守る防災インフラ（河川・ダム、砂防・治山、海岸等）の整備・管理
6 持続可能なインフラマネジメントを実現する	・経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

6 基本的な方針【STEP 1-③】

本市は、進学・就職期を中心とする若者の県外流出と少子高齢化・過疎化の進行により、2050年時点で20～39歳の女性人口が2020年時点から半減する、いわゆる「消滅可能性自治体」とみなされています。（令和6年4月、民間有識者で構成する「人口戦略会議」）

国土強靱化を推進する上で、最大の懸案である人口問題に関する各施策とは、当然にして整合性が必要であり、また、地方創生の各施策とは、密接な連携が必要です。

これらを一体的に含有し、社会資本や社会経済システム等を強靱化するとともに、地域の活性化、快適な生活空間・環境の整備、地域コミュニティ機能の強化等を実現するため、基本目標の達成に向け、国土強靱化を次の方針に基づき推進します。

（1）取組姿勢

- ①従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、あらゆる側面から現状を分析し、取り組む。
- ②短期的な視点によらず、長期的な視野をもって取り組む。
- ③大局的・システムの視点及び限られた財源の最適化の視点を持ち、適正な制度及び規制の在り方を見据えながら取り組む。

（2）適切な施策の組合せ

- ①災害リスク、地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策の取組と訓練、防災教育等のソフト対策の取組を適切に組み合わせる。
- ②「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、行政と民間の適切な連携と役割分担を考慮する。
- ③非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ①行政に対する市民ニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政状況や施策の継続性を踏まえ、施策の重点化を図る。
- ②既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ③施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ④人命最優先の観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ①地域の活性化や地域コミュニティの機能強化に関する視点を持つとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ②女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講ずる。
- ③地域の特性に応じて、自然との共生や環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第2章 国土強靱化の取組における現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価の枠組み及び手順

国土強靱化に関する施策を効果的・効率的に実施するためには、本市の脆弱性を総合的に検討することが必要不可欠です。

このため、本市が直面する大規模自然災害等の様々なリスクを踏まえ、仮に起きれば致命的な影響が生ずると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために、現状で何が不足しているか、弱点となっているか等を明らかにするため、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を行いました。

(1) 想定するリスク【STEP 2-①】

市民生活に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほか、テロ等も含めたあらゆる事態が想定されますが、計画においては、基本計画と同様、秋田県内で起こり得る大規模自然災害全般を想定して評価を実施しました。

県内で起こり得る具体的な災害は、次の表の左欄に掲げる自然災害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる過去の主な被害状況等を参考として、日本海で発生する大規模地震・津波、活断層による直下型地震、活火山の噴火、特別警報レベルの大雨による水害及び大規模な土砂災害、特別警報レベルの大雪等が考えられます。

自然災害	過去の主な被害状況等
地震・津波	【過去の主な被害】 ○「象潟地震」(M7.3) 1804年発生 ○「日本海中部地震」(M7.7) 昭和58年5月26日発生 【秋田県地震被害想定調査(平成25年8月)による想定】 ○海域A (M7.9程度) 日本海中部地震(M7.7)等を参考 ○海域B (M7.9程度) 佐渡島北方沖、秋田県沖、山形県沖の地震を想定 ○海域C (M7.5程度) 新潟県北部沖、山形県沖の地震を想定 ○海域A+B+C (M8.7程度)
火山噴火	【直近の活動】 ○鳥海山・・・昭和49年3月 水蒸気噴火、昭和62年 地震活動
風水害・土砂災害	【過去の主な被害】 ○「令和6年7月24日からの大雨」
雪害	【過去の主な被害】 ○「昭和48年豪雪」昭和49年1～5月 ○「平成18年豪雪」平成17年12月上旬～平成18年2月下旬

(2) 起きてはならない最悪の事態【STEP 2-②】

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこと（法第17条第3

項)とされており、基本計画を参考に、積雪寒冷地である本市の地域特性等を考慮して、基本目標の達成の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定しました。

基本目標	起きてはならない最悪の事態
1 市民の生命と財産を守るインフラを強靱化する	1- 1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下
	1- 2 地域交通ネットワークの分断
	1- 3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	1- 4 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1- 5 大規模津波等による死傷者の発生
	1- 6 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1- 7 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生
	1- 8 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	1- 9 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
2 自助・共助の促進により地域の防災力を強化する	2- 1 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生
	2- 2 防災意識の低さによる死傷者の発生
	2- 3 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2- 4 地域コミュニティの崩壊等による復興等の大幅な遅れ
	2- 5 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生 (1-4 の再掲)
3 公助の推進により災害への対応力を強化する	3- 1 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
	3- 2 液状化による被害の発生
	3- 3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
	3- 4 消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞
	3- 5 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足
	3- 6 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺
	3- 7 被災地における感染症等の大規模発生
	3- 8 災害関連死者の発生
	3- 9 災害廃棄物の処理の停滞による復旧の大幅な遅れ
	3-10 人材の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
	3-11 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下 (1-1 の再掲)
	3-12 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 (1-6 の再掲)
	3-13 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生 (1-7 の再掲)
	3-14 防災意識の低さによる死傷者の発生 (2-2 の再掲)
	3-15 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 (2-3 の再掲)
4 デジタル技術を活用する	4- 1 上水道等の長期間にわたる機能停止
	4- 2 被災者に対する支援の遅れ・漏れの発生
	4- 3 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

	(2-3 の再掲)
	4- 4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生 (3-1 の再掲)
	4- 5 消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞 (3-4 の再掲)
5 社会経済 活動を支え るインフラ を強化する	5- 1 電気、石油、ガスの供給機能の停止
	5- 2 重要な商業施設の損傷、火災、爆発等
	5- 3 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止
	5- 4 信号機の全面停止等による重大な交通障害等の発生
	5- 5 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
	5- 6 地域交通ネットワークの分断 (1-2 の再掲)
	5- 7 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生 (2-1 の再掲)
	5- 8 上水道等の長期間にわたる機能停止 (4-1 の再掲)
6 持続可能 なインフラ マネジメント を実現す る	6- 1 地域交通ネットワークの分断 (1-2 の再掲)
	6- 2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 (1-3 の再掲)
	6- 3 大規模津波等による死傷者の発生 (1-5 の再掲)
	6- 4 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 (1-6 の再掲)
	6- 5 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生 (1-7 の再掲)
	6- 6 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(3) 施策分野【STEP 2-③】

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこと（法第 17 条第 4 項）とされており、本市の「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野として、基本計画に定める 12 の個別政策分野及び 6 つの横断分野を参考に、次のとおり 6 つの個別施策分野と 4 つの横断的分野を設定しました。

個別施策分野

- ①行政機能等
- ②住環境・国土保全（インフラ）
- ③保健医療・福祉
- ④環境・農林水産
- ⑤産業・エネルギー・情報通信
- ⑥交通・物流

横断的分野

- ①地域づくり・リスクコミュニケーション
- ②老朽化対策
- ③官民連携
- ④デジタル技術活用

(4) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、令和7年度に実施している施策の現状について、それぞれの達成度や進捗、課題等を整理して、引き続き取り組む施策を設定し、中長期的視点も入れながら新たに施策を追加してこれらの施策の脆弱性を分析し、及び評価しました。

この際、定量的な評価が可能なものについては、数値データを収集し、指標化しました。

2 脆弱性評価結果【STEP3】

1 (4) の施策に加え、新たに追加する施策にそれぞれ応じた「起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果」は、別紙「起きてはならない最悪の事態を回避するための施策及び国土強靱化の推進方針等」のとおりです。

第3章 国土強靱化の推進方針等

1 国土強靱化の推進方針【STEP 4】

第2章の2の「脆弱性評価結果」を踏まえ、今後、国土強靱化の実現に向けて、主に市が取り組むべき「起きてはならない最悪の事態」ごと及び「施策分野」ごとの推進方針及びこれに基づく個別事業は、別紙「起きてはならない最悪の事態を回避するための施策及び国土強靱化の推進方針等」のとおりです。

2 重点施策

(1) 施策の重点化

限られた資源の中で、本市の国土強靱化を効果的に展開するためには、地域特性を踏まえた影響の大きさ等を考慮して、施策の重点化を図ることが必要です。

本市では、基本計画等を参考に、①影響の大きさ（当該施策を講じない場合、災害時にどの程度重大な影響を及ぼすか）、②緊急度（想定するリスクに照らし、どの程度の緊急性があるか）を施策重点化の視点と決めました。

(2) 重点施策の選定【STEP 5】

第2章の2の「脆弱性評価結果」及びこの章の2（1）の「施策重点化」の視点を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに選定した重点施策には、別紙「起きてはならない最悪の事態を回避するための施策及び国土強靱化の推進方針等」で、「重要業績指標（KPI）」を設定しています。

計画に掲げる各施策は、個別の整備計画等により実施され、進捗状況等の管理が行われますが、計画においても、重点施策を中心に「取組内容」と「重要業績指標（KPI）」の両面から進捗管理を行います。

第4章 計画の推進等

1 計画の推進

計画の推進に当たっては、国・県、関係機関、民間事業者・団体等と連携して関連施策の着実な推進を図ります。また、必要に応じて施策や重要業績指標等の見直し等を行います。

計画の期間中は、各施策の進捗状況や目標の達成状況の検証を行うなど、PDCAサイクルを繰り返して（次の①→②→③→④→⑤→①…）、不断の見直しを行います（イメージ図は、次ページ参照）。

- ①国土強靱化の実現に向けて基本理念等を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
- ②起きてはならない最悪の事態と影響を分析し、及び評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
- ③脆弱性を分析し、及び評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策（国土強靱化の推進方針）を検討
- ④課題解決のために必要な施策の見直しを行うとともに、対応方策（国土強靱化の推進方針）について、重要施策を選定して計画的に実施
- ⑤その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善

2 各種計画との関係

国土強靱化に関わる各種計画等においては、計画を指針とし、適時所要の検討を加え、計画との整合性を図るものとします。

【PDCAサイクルのイメージ】

